

生活保護医療扶助等に係る診療報酬明細書の 内容点検および縦覧点検業務仕様書

生活保護法および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療扶助および医療支援給付に係る診療報酬明細書および調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）について、医療扶助の適正な実施を図るため、以下のとおり履行内容を定める。

1 業務の実施方法

秋田市（以下「甲」という。）が指定するレセプトについて、毎月コンピュータ画像等で内容点検および縦覧点検を行う。また、コンピュータは甲が準備し、受託者（以下「乙」という。）へ無償貸与する。
年間見込件数は、約12,000件とする。（約1,000件×12か月）

2 委託内容

(1) 内容点検

レセプトが「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号）」、「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保医発第0330007号）」、「診療報酬点数表」等に従い、適正に作成されているかコンピュータ画像等で内容点検を行う。

なお、内容点検の詳細については、別紙「内容点検について」のとおりとする。

また、中国残留邦人等のレセプトについては、次の業務を合わせて行う。

ア 診療報酬明細書の受給者番号順の整理

イ 医療券交付処理簿との突合点検

(2) 縦覧点検

ア 同一または類似の疾病で、複数の医療機関から診療報酬又は調剤報酬の請求があり、重複受診と思われるものの抽出

イ 1か月に15日以上を受診履歴があり、頻回受診の可能性があるものに対する通院台帳の作成

ウ 自立支援、更正医療および指定難病の対象と思われるものの抽出

エ 同一者に対する重複請求および過誤請求の抽出

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 業務日

該当月の甲が指定する日から月末までの3日以内とする。

5 履行場所

秋田市福祉保健部保護第一課

6 その他

仕様についての不明な点は、福祉保健部保護第一課庶務・給付担当（018-888-5684）まで問い合わせること。

内容点検について

- 1 内容点検とは、診療報酬明細書を対象に「点数表の解釈」および「薬価基準」に基づき、また、「診療報酬明細書の記載要領」に則って作成されているか点検を行うことをいう。
- 2 内容点検の具体的内容は、次のとおりとする。
 - (1) 診療開始日と初診料算定の不一致
 - (2) 病名欄の記載漏れ
 - (3) 初診料および再診料（外来診療科）の各種加算の算定誤り
 - (4) 再診料の外来管理加算の算定誤り
 - (5) 傷病名と各診療行為との算定ルール上の不一致
 - (6) 各種医学管理料および在宅医療の算定要件を満たしているかの確認
各種医学管理料および在宅医療とほかの診療行為との整合性確認
 - (7) 内服薬の多剤投与確認（逡減および処方箋料確認）
 - (8) 注射量による手技料の確認
 - (9) 処置、手術・麻酔、検査の固定点数の算定誤り
処置、手術・麻酔、検査の同時算定の可否
処置、手術・麻酔、検査の包括項目の点数および検体採取料の算定漏れ
 - (10) 画像診断、リハビリテーション、精神科専門療法および放射線治療の算定誤り
 - (11) 入院基本料および入院基本料等加算の算定誤り
外泊期間中の入院料等、同一傷病名での2回目の入院料等の算定誤り
 - (12) 入院調剤料の入院日数超えおよび外泊期間の算定確認
 - (13) 重複算定不可項目
 - (14) その他、上記以外の項目についても、すべて「点数表の解釈」および「薬価基準」に従い点検を行う。
- 3 内容点検において疑義が生じたレセプトは、コンピュータ上の指定箇所へ入力を行う。ただし、中国残留邦人等のレセプトについては、甲が指定する様式に内容を記載の上、当該レセプトに添付し報告する。